

常なる磐

つねなる いわ seasonⅢ

令和 5年 2月 17日(金)
その2 通算 306号

◇ 卒業式における「マスクの取扱い」等 について

<2/10 朝日新聞アピタル より抜粋>

卒業式などの学校の式典でのマスク着用をめぐり、岸田文雄首相は、10日、「今年卒業式を迎える子供さんたちは、この3年間ずっとマスクをつけて過ごしてこられた。ぜひ卒業式ではお互いの笑顔を見ながら参加してほしい。卒業式では、換気など感染対策を講じた上で、国歌斉唱や合唱の時を除き、児童・生徒と教職員がマスクを着用しないことを基本としたい」と表明。政府は3月中旬を目途にマスク着用は原則、個人判断に委ねる方針。指針発表前に行われる卒業式は、特例措置をとる。

<参考> 政府は先月(1月)、新型コロナウイルスの感染症法上の分類を5月8日に季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げるとともに、マスク着用も、屋内外を問わずに原則、個人の判断に委ねる方針を決定。今は、屋内で人とおおむね2メートル以上の距離が取れない場合などに着用を推奨しているが、3月中旬をめどにやめる方向で検討している。

厚生労働省にコロナ対策を助言する専門家らは8日、地域の感染状況が落ち着いていれば学校の式典で「マスクを着用しないことも考慮されうる」とする見解を示す。参列者同士の距離をとり、近くでの会話を控えることや十分な換気、本人の意思を配慮することも判断のポイントに挙げた。

子どもたちはコロナ禍の3年間、学校生活のほとんどをマスクを着けて過ごしてきた。そのため、3月中旬を目途としたルール変更を待たずに子どもや教職員が卒業式にマスクを着けずに出られるよう求める声が教育現場や国会議員から上がっていた。首相は、「マスクの着用を希望するお子さんもいると思う。決して着脱を無理強いすることがないように求めたい」とも述べた。

<2/13 リセマム より抜粋>

これを受け(首相会見を受け)、文部科学省は、各地域や学校の実情に応じた卒業式が適切に行われるよう、マスクの取扱いに関する基本的方針を各都道府県の教育委員会等へ通知。通知では児童生徒と教職員は、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面等、式典全体を通じてマスクなしを基本とする一方、来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保したうえで、参加人数の制限は不要とした。

ただし、壇上で式辞や祝辞等を述べる場合は、来賓等も十分な身体的距離が確保できることから、マスクなしを許可。加えて、国歌・校歌等の斉唱等および複数の児童生徒による「呼びかけ」の際は、マスクの着用等、一定の感染症対策を講じるよう求めている。マスクの着脱については、感染不安からマスクの着用を希望する者や健康上の理由によりマスクを着用できない者もいること等から強制はしない。また、児童生徒間でマスクの着用有無による差別・偏見等がないよう適切な指導を行うよう依頼した。

なお、卒業式以外の学校教育活動については、従来の衛生管理マニュアル等を踏まえたメリハリのあまるマスクの着用をお願いするとともに、新学期以降のマスク着用方針に係る留意事項については、改めて通知を行うとしている。

文部科学省の通知を受けた愛知県教委(岡崎市教委)からの学校への通知(15日)は、文科省が示した基本線を踏襲したものである。

これらの通知を受け、本校卒業式(R5.3.20・月曜日)の「マスクの取扱い」を含めた「実施概要」を以下のとおりとした。

1. マスクの取扱いに関する基本的な考え方

- 卒業生**については、式典全体を通じて**マスクを外すことを基本**とする。ただし、マスク脱着に関わる判断は、児童の希望に沿う。
- 在校生**は、卒業式に**全員参加**する。在校生のマスクについては、国歌・校歌斉唱時や脱着にかかわる手間や脱着対応を忘れることを防ぐために**マスクを装着を基本**とする。
- 教職員**については、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とするが、**自席で着席している場合と国歌・校歌斉唱時は、マスクを装着を徹底**する。

2. 卒業証書授与・記念品授与について

- 授与者:校長、PTA 会長は、マスク装着 受領者:児童は、マスクなし

3. 校長式辞・来賓祝辞(PTA 会長のみ)

- 十分な距離が確保できているため、マスクなし

4. 来賓

- 案内状の送付 ・PTA 会長 ・地区選出議員 ・各町総代 ・社教委員長
- マスク装着で列席をお願いします

5. 保護者

- 各家庭2名まで (※2名を超える場合は、学校(教頭)に相談) ☎46-2108
- マスク装着での列席をお願いします

ご理解とご協力をよろしく申し上げます。